

手続きの流れ

「実習型雇用支援助成金」は、新設されて間もないので、行政も手順書などを配布していないのが現状です。

弊社で実際に支給申請した例を記載させていただきます。当面は、下記の流れに沿った形で進行していくものと考えられます。



① 会社を管轄するハローワークに求人を出します

*その際「**実習型雇用支援**」と併用でお願いしますと伝えてください。

求人企業が「実習型雇用支援事業」の対象企業であることが要件となります。



② ハローワークを經由して紹介された求職者（実習型雇用用の面接カードを持参してきます）と面談を実施し、制度を説明し、双方納得した形にて「6ヶ月間の有期雇用契約（実習型期間）」を締結します。

その後、面接結果のハガキをハローワークに提出します。



③ ハローワークと(財)産業雇用安定センターから「実習計画書」が送付されます。実習計画書を記入して、**採用日から2週間以内**に「産業安定センター」「ハローワーク」にそれぞれ提出します。

*この2週間以内とは目安ですので、間に合わない場合などはハローワークに相談し、指示を仰いで下さい。

*ハローワークによっては、手順を理解していないケースもありますので、採用が決定したらハローワークに「実習型雇用計画書」を至急、送付してください！と念押しすることをオススメします。

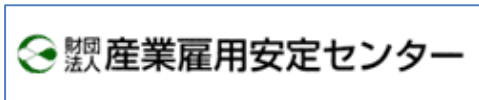


6ヶ月間の有期雇用期間の間に人材育成を実施します。



- ④ 6ヶ月間の有期雇用（実習期間）が終了したら、**終了日から1か月以内**に「報告書兼支給申請書」を「産業雇用安定センター」「ハローワーク」にそれぞれ提出します。

*この助成金は、ハローワークと産業雇用安定センターと2つの行政から支給する形で新設されたので、2か所に同じものを提出する必要があります。この場合、代表印以外はコピーでも構いません。



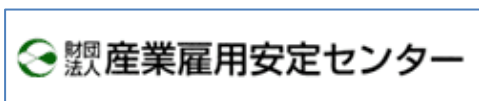
- ⑤ ④と同時に「正規採用」した証明書も送付することになります。

* **ただし、正規採用した証明書に何を送るか？統一のフォーマットがあるのか？という詳細は、決まっています。**

④を実施する際に「産業雇用安定センター」「ハローワーク」に提出書類等を確認してください。



- ⑥ 「報告書兼支給申請書」を提出して、約2~3ヶ月後の指定の口座に助成金（満額60万円）が振り込まれます。



- ⑦ 正規採用した6か月後に「正規雇用奨励金 第1回目」の申請をします。申請後、2~3ヶ月後に50万円が振り込まれます。

正規採用した1年後の「正規雇用奨励金 第2回目」の申請をします。申請後、2~3ヶ月後に50万円が振り込まれます。

*2回の申請で100万円の助成金が支給されます。

手続きの流れは上図の形となります。

新設された助成金ということもあり、実習型終了時以後の手続きや提出書類等に関しては、曖昧な部分もありますが、要件も緩く、手続きも簡素なものですので、自社でも十分に実施可能な助成金となっています。

是非、ご活用ください。